

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第1項の規定により，大規模小売店舗の変更の届出がありましたので，法第6条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定に基づき，次のとおり当該届出の概要を公告するとともに，その届出を縦覧に供します。

なお，この公告に関し，大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見のある方は，法第8条第2項に基づき，この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

平成26年6月12日

京都市長 門川 大作

1 届出者の氏名及び住所

株式会社グルメシティ近畿

代表取締役 中村 茂樹

大阪府吹田市江坂町一丁目18番10

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

グルメシティヒカリ屋山科店

京都市山科区柳辻草海道町15

(2) 変更事項

変更事項	変更前	変更後
①大規模小売店舗 を設置する者の氏	株式会社グルメシティ近畿 代表取締役	株式会社グルメシティ近畿 代表取締役

名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	佐々木 浩 大阪府吹田市江坂町一丁目 18番10号	中村 茂樹 大阪府吹田市江坂町一丁目 18番10号
②大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社グルメシティ近畿 代表取締役 佐々木 浩 大阪府吹田市江坂町一丁目 18番10号 他2件	株式会社グルメシティ近畿 代表取締役 中村 茂樹 大阪府吹田市江坂町一丁目 18番10号 他4件

(3) 変更年月日

平成26年3月12日

3 届出年月日

平成26年5月29日

4 縦覧場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 期間

平成26年6月12日(木)から平成26年10月14日(火)まで(京都市の休日を定める条例に規定する京都市の休日を除く。)

(3) 時間

午前9時から正午まで

午後1時から午後5時まで

5 意見書の提出先及び提出期限

(1) 提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 提出期限

平成26年10月14日(火)

(産業観光局商工部商業振興課)